滞納処分

滞納処分とは

国保税を、定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。督促状や催告書などで、 自主納付をお願いしても納付がない場合は、税負担の公平性を保つため、やむを得ず財産の差 し押さえをします。それでも納付に応じていただけない場合、差し押さえた財産を 未納保険税に充てる一連の手続きを**「滞納処分」**といいます。

滞納処分の流れ

納期限

*納期限の翌日より延滞金の計算。



督促状

*納期限から20日以内に発送。



電話催告·催告書

* 納付が確認できない場合、自宅・職場に電話や、催告書の送付を行います。



財産調査

*財産調査のため、預金・給料などの調査。



財産の差押

*財産差し押さえ後、「差押通知書」を送付。



* 差し押さえの対象となった滞納額を納付後、差し押さえの解除。



* 差し押さえ後も納付をいただけない場合は、差し押さえ財産を換価し滞納税に充当。



滞納保険税に充当

特別な事情で納付が難しいときは

失業や災害など、特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により翌年5月までの 完納を目処にした「分割納付」もできます。滞納のまま放置せず、お早めに健康保険課窓口にて ご相談ください。

※窓口相談する際、持参するもの

- ①印かん
- ②納税通知書
- ③納税が難しい事情を説明できる資料(例、給与明細書・預貯金通帳など)